

生命保険募集人について

金融機関の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関して確認をご要望の場合には、最寄りのSOMPOひまわり生命までご連絡ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本保険商品は、みずほ銀行を募集代理店とするSOMPOひまわり生命の商品であり、契約の主体はお客さまとSOMPOひまわり生命になります。
- 本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入金を前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

SOMPOひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者さま専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続き依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)

〈募集代理店〉

代理店コード：53750

〈引受保険会社〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

HL-P-A-23-00692(2024.4.2)(23100092) [891537]-0500(24.04)ACG



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

2024年4月

健康をサポートする医療保険 健康のお守り

医療保険(MI-01)B型

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



- ◆本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。
- ◆本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆本商品はSOMPOひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ◆株式会社みずほ銀行はSOMPOひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

募集代理店

引受保険会社

MIZUHO

みずほ銀行



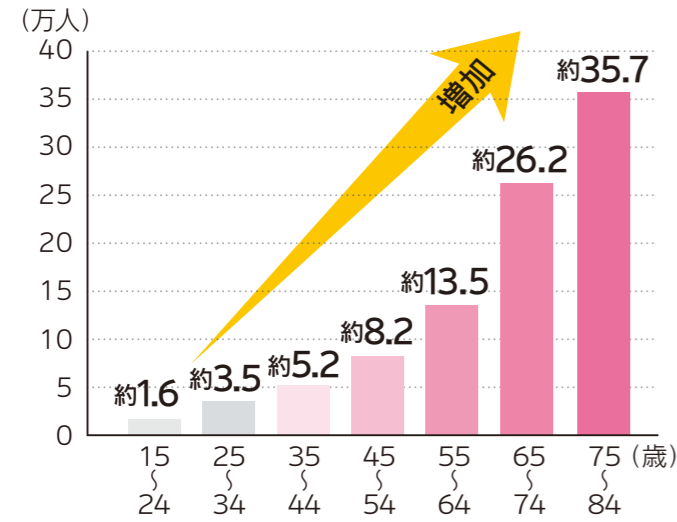
SOMPOひまわり生命

ご存知ですか？ 最近の医療事情

入院

年齢を重ねることで
入院のリスクは高まります。

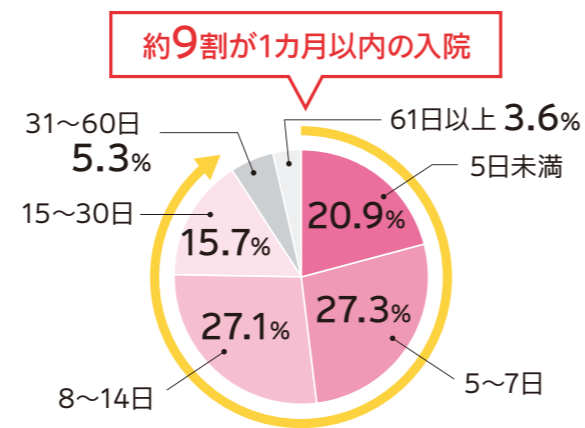
■ 年齢別推計入院患者数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

医療技術の進歩などにより、
入院期間は短期化の傾向にあります。

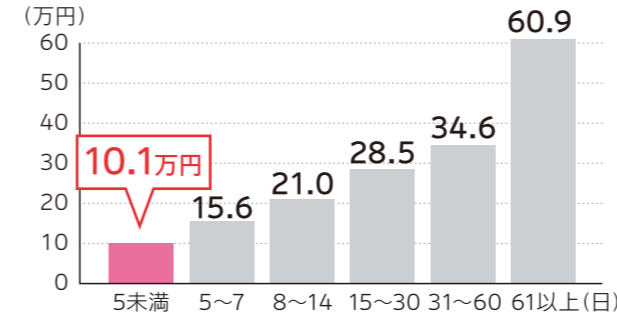
■ 直近の入院時の入院日数
(集計ベース: 過去5年間に入院した人)



(公財)生命保険文化センター
「令和元年度 生活保障に関する調査」

短期入院でも、治療に伴う
自己負担費用は意外とかがります。

■ 直近の入院時の自己負担費用の平均
(直近の入院時の入院日数別)



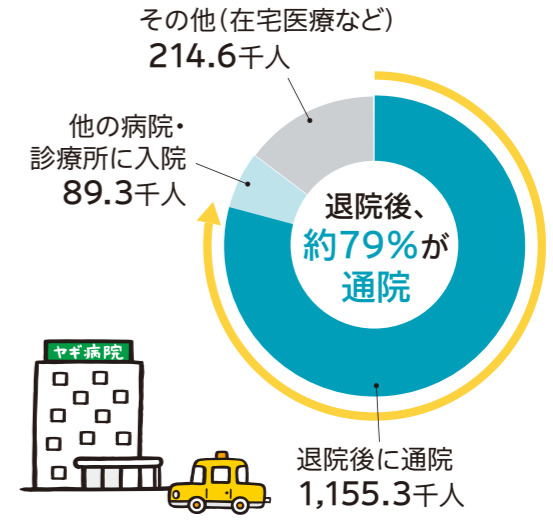
● 治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

(公財)生命保険文化センター
「令和元年度 生活保障に関する調査」

通院

退院後も通院治療を続けている方が
多い傾向にあります。

■ 退院患者の退院後の行き先



厚生労働省「平成29年 患者調査の概況」

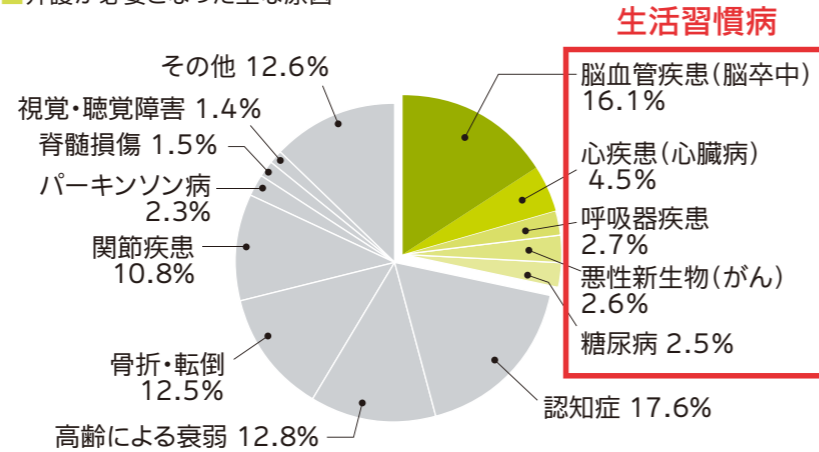
生活習慣病

生活習慣病は、
介護が必要となった
主な原因の約3割を
占めています。

※悪性新生物は生活習慣病として計算



■ 介護が必要となった主な原因

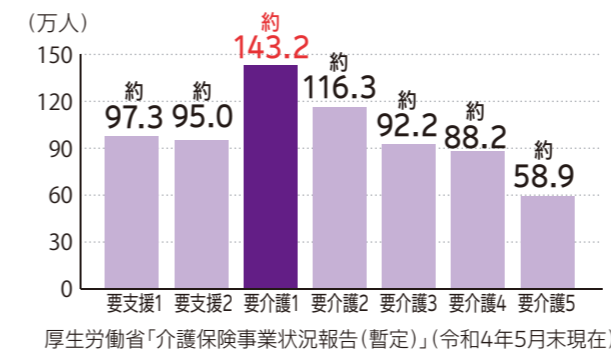


厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」

介護

要介護認定者数は、要介護1がもっとも多く、140万人を超えています。
介護やリハビリなどの療養では身体の状態に応じて、さまざまな出費が予想されます。

■ 要介護(要支援)度別認定者数

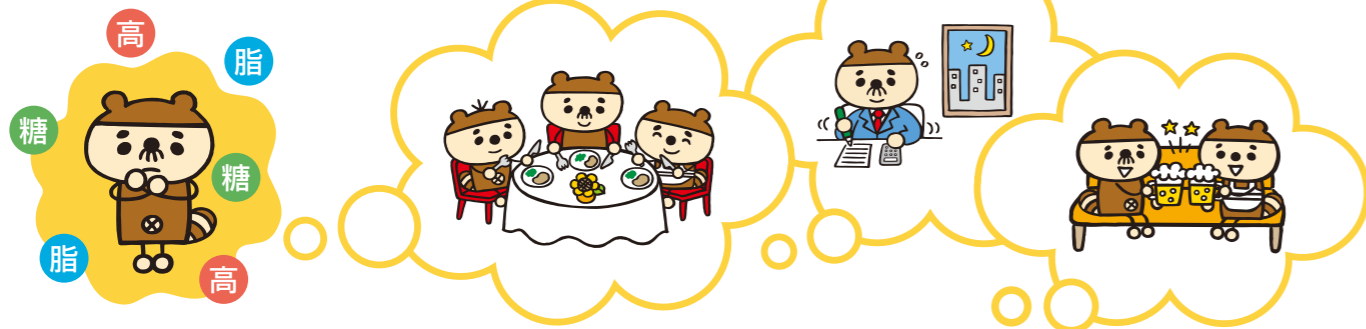


厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」(令和4年5月末現在)

■ 介護に要した費用*と期間

一時費用	平均 74.0万円
月額	平均 8.3万円
期間	平均 61.1カ月

* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」



SOMPOひまわり生命は、
心疾患や脳血管疾患などの重い病気のもととなる生活習慣病に着目し、
「保険」と「健康を応援する機能」を提供します。

健康のお守り の特徴と保障内容

特徴 1 保障は一生涯。
お客さまのニーズに合わせて手術の保障が増減できます。

⚠️ 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
一部対象外となる手術があります。手術給付金についての詳細は27ページをご覧ください。

特徴 2 オプションを付加することにより
高血圧症・脂質異常症・
高血糖症のいずれかの治療を
目的とする投薬治療を受けた時
一時金をお支払いします。

⚠️ オプションを付加すると別途保険料特約についての詳細は15ページ

【医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)】

が加算されます。ご覧ください。

特徴 3 オプションを付加することにより
三大疾病、介護等
お客さまのニーズに合わせて
保障を充実させることができます。

⚠️ オプションを付加すると別途保険料が加算されます。各種特則・特約についての詳細は11~13ページをご覧ください。

保障内容

保険期間：終身

- 契約年齢範囲…0歳～満80歳
 - 入院給付金日額…3,000円～20,000円(1,000円単位)
 - 1入院の支払限度日数…40日・60日
 - 保険料払込期間…終身払
 - 保険料払込方法…月払・半年払・年払
- 短期払 (55歳～85歳払済(5歳刻み) / 5年払済・10年払済)
※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

入院
(疾病入院給付金)
(災害入院給付金)

病気やケガで入院した時
【支払限度日数】

- 1入院 40日もしくは60日限度*1
- 通算 病気で通算1,000日限度
ケガで通算1,000日限度
(新三大疾病*2による入院は通算無制限)

日帰り入院にも対応

手術
(手術給付金)

病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*3を受けた時

または

手術給付金なし
(手術給付金不担保特則)

入院給付金日額
10,000円

1日につき **10,000円**

内容により1回につき
40・20・10・5万円

入院給付金日額
5,000円

1日につき **5,000円**

内容により1回につき
20・10・5・2.5万円

手術の保障はありません。

基本保障
(主契約)

一生涯保障

選べるオプション
(特則・特約)

- 医療用手術増額特約: 手術に備える
- 医療用新先進医療特約: 先進医療の技術料に備える
- 医療用入院一時金特約: 入院時の諸費用に一時金で備える
- 医療用新がん診断給付特約: がん治療にかかる諸費用に備える
- 医療用新がん外来治療給付特約: がん治療にかかる通院・往診に備える
- 医療用抗がん剤治療給付特約: 抗がん剤治療に備える
- 医療用新三大疾病一時金特約: 新三大疾病にかかる諸費用に一時金で備える
- 新三大疾病支払日数無制限特則: 新三大疾病による長期入院・再入院に備える
- 医療用特定疾病診断保険料免除特約: 特定疾病による以後の保険料負担に備える
- 医療用通院特約: 退院後の通院に備える
- 介護一時金特約: 要介護状態等に一時金で備える
- 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型): 生活習慣病の治療開始に備える
- 医療用女性疾病入院特約: 女性特定疾病による入院に備える

*1 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があるとSOMPOひまわり生命が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされた時、1回の入院とみなす場合があります。このため、入院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度(40日型または60日型)となる場合がありますので、ご注意ください。

*2 対象となる新三大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

*3 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

おすすめプラン

3つのおすすめプランをご用意しました！

ご契約例

死亡保険金不担保特則付医療保険(MI-O1)・B型
 ■入院給付金日額:5,000円 ■1入院40日型 ■保険期間:終身
 ■保険料払込期間:終身払 ■口座振替月払

※記載の保険料は2024年4月現在のものです。

保険料を抑えたい方に シンプルプラン

基本保障(手術給付金あり)

保険料例

+ 医療用新先進医療特約

年齢	男性	女性
30歳	1,317円	1,347円
40歳	1,807円	1,542円
50歳	2,622円	2,007円

POINT 1 お手頃な保険料で入院・手術・先進医療の保障が一生続きます。

(基本保障+医療用新先進医療特約)

先進医療も
一生保障!

POINT 2 入院の短期化傾向に合わせて、1入院の支払限度日数を40日型と60日型から選択いただけます。(基本保障)

保険料例



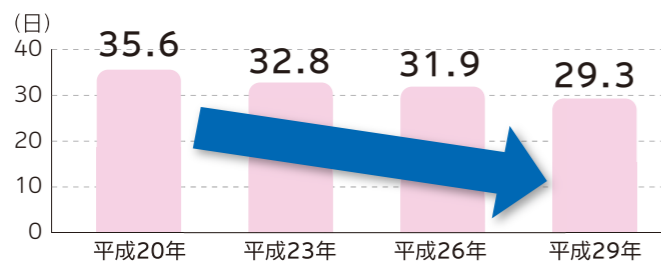
60日型の場合

年齢	男性	女性
30歳	1,412円	1,432円
40歳	1,947円	1,652円
50歳	2,837円	2,182円

参考

医療技術の進歩等により、入院期間は短期化の傾向にあります。

■退院患者平均在院日数の年次推移



厚生労働省「平成20年～平成29年 患者調査」

「平均在院日数」とは1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

生活習慣病の重篤化に備えたい方に

健康リカバリープラン

高血圧症 脂質異常症 高血糖症

基本保障(手術給付金あり)

保険料例 健康回復支援給付金:5万円

+ 医療用新先進医療特約

年齢	男性	女性
30歳	1,482円	1,477円
40歳	2,067円	1,742円
50歳	3,012円	2,332円

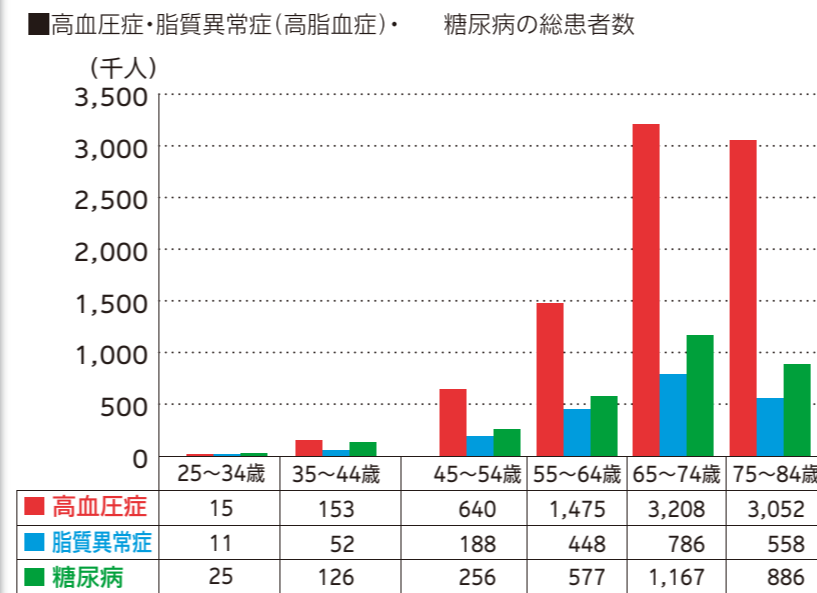
+ 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)

POINT 1 高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けた時健康回復支援給付金をお支払いします。

POINT 2 SOMP Oひまわり生命 所定の疾病により入院した時も投薬治療を健康回復支援給付金を受けたものとしてお支払いします。

参考

高血圧症・脂質異常症(高脂血症)・糖尿病の総患者数は年齢とともに増加傾向にあります。



厚生労働省「平成29年 患者調査」

三大疾病への備えを充実させたい方に

三大疾病重点プラン

がん 心疾患 脳血管疾患

基本保障(手術給付金あり)

保険料例 基準一時金:50万円

+ 医療用新先進医療特約

年齢	男性	女性
30歳	2,542円	2,457円
40歳	3,622円	3,042円
50歳	5,377円	4,007円

+ 医療用新三大疾病一時金特約

+ 新三大疾病支払日数無制限特則

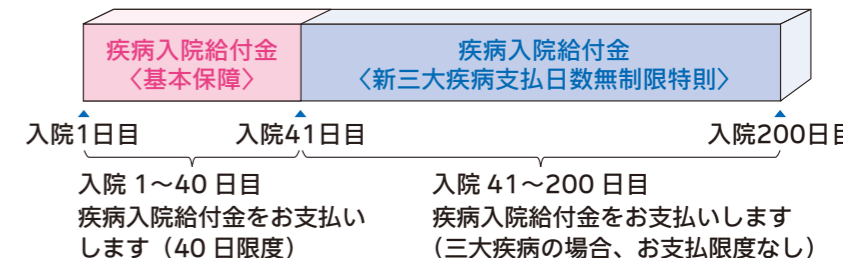
POINT 1 三大疾病で入院した場合等に、一時金(がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金)をお支払いします。

(医療用新三大疾病一時金特約)

回数は無制限
(1年に1回)

POINT 2 三大疾病で入院した場合、1入院の支払限度日数を無制限に保障します。(新三大疾病支払日数無制限特則)

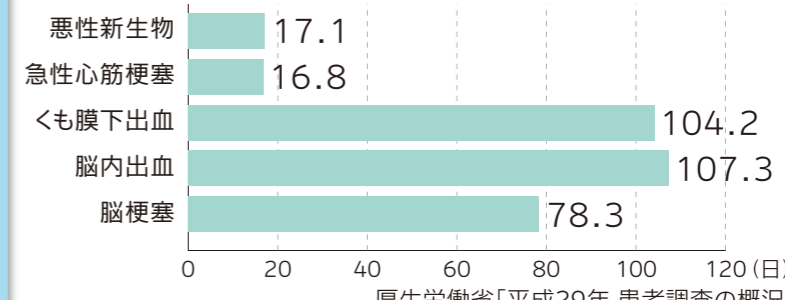
〈事例〉対象となる三大疾病により200日入院した場合(入院給付金のお支払限度の型が40日型)



参考

入院期間が短期化傾向にある一方で、長期の入院が必要なものもあります。

■退院患者平均在院日数(傷病別)



厚生労働省「平成29年 患者調査の概況」

「平均在院日数」とは1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

どのプランにも組み合わせOK!
がんに備えてさらに万全の準備を

医療用新がん診断給付特約
医療用新がん外来治療給付特約
医療用抗がん剤治療給付特約

がんと診断確定された場合がん診断給付金、通院や往診によるがん治療を受けた場合がん外来治療給付金、抗がん剤治療等を受けた場合は抗がん剤治療給付金等をお支払いします。

どのプランにも組み合わせOK!
介護にも備えてさらなる安心を

介護一時金特約

要介護1以上と認定された場合等に、介護一時金をお支払いします。

この他にも、お客さまのニーズに合わせて、オプション(特則・特約)は組み合わせできます!

※オプションを付加すると別途保険料が加算されます。

保障内容

特則・特約

保険料表

契約概要

注意喚起情報

ご案内

手術

医療用手術増額特約

病気やケガによる所定の手術・放射線治療等を受けた場合、**手術増額給付金**をお支払いします。
(外来で受けた所定の手術の場合は基準給付金額の50%)

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

以下の範囲で基準給付金額を設定
1万円～10万円(1万円単位)

先進医療

医療用新先進医療特約

先進医療*1による療養を受けた場合、先進医療の技術料相当額の「**先進医療給付金**」を、一生涯を通じて**通算2,000万円まで**保障します。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

先進医療の技術料を
通算2,000万円まで保障

医療用入院一時金特約

病気やケガで入院した場合、「**入院一時金**」をお支払いします。
入院の原因が、異なる病気・ケガであれば、180日以内に複数回入院した場合でも、**それぞれの入院に対して**お支払いします。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

以下の範囲で設定
一時金として(1入院について1回限り)
1万円～20万円(1万円単位)

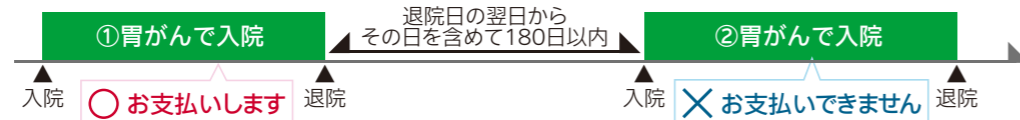
※詳しくは下記の例をご覧ください。
※1回の入院については31・32ページをご覧ください。

入院一時金のお受け取りについて

- 1回の入院についての入院一時金のお受け取りは1回限りです。また、次のいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受け取りは1回限りとします。
 - 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされる時
 - 疾病の治療を目的とした入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされる時

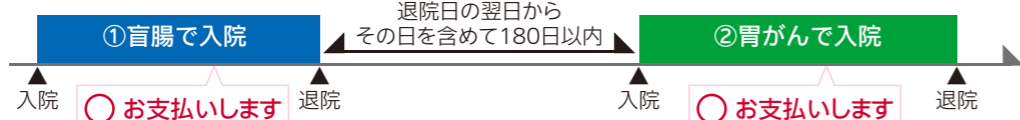
病気で入院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院後180日以内に胃がんで再度入院した場合



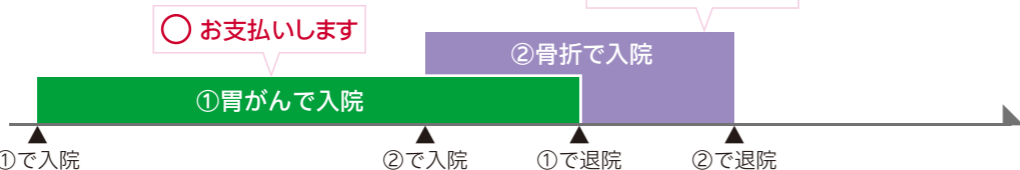
①と②は1回の入院とみなされるため、入院一時金は①で支払われ、②では支払われません。

例2 盲腸で入院し、退院後180日以内に胃がんで入院した場合



①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合 ○お支払いします



入院開始の直接の原因となった①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

入院

医療用通院特約

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、「**疾病通院給付金**・**災害通院給付金**」をお支払いします。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

以下の範囲で設定
1日につき
1,000円～10,000円

以下の範囲で設定
1日につき
1,000円～5,000円

⚠ 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*2をした時

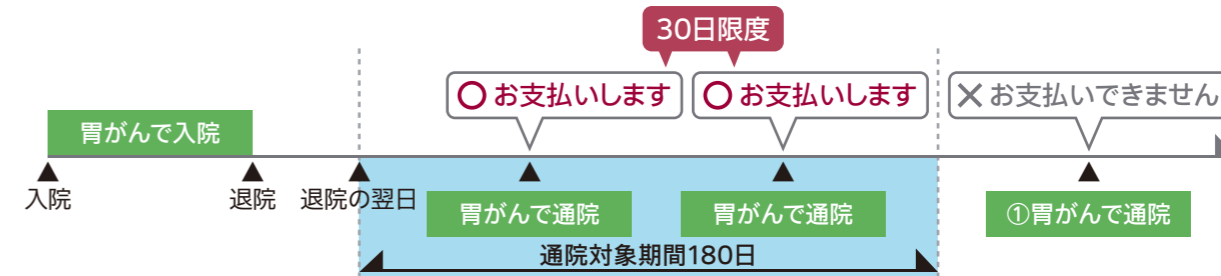
1回の入院*3に対する通院の支払限度 30日

通算の支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。ただし、**三大疾病***4で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

通院

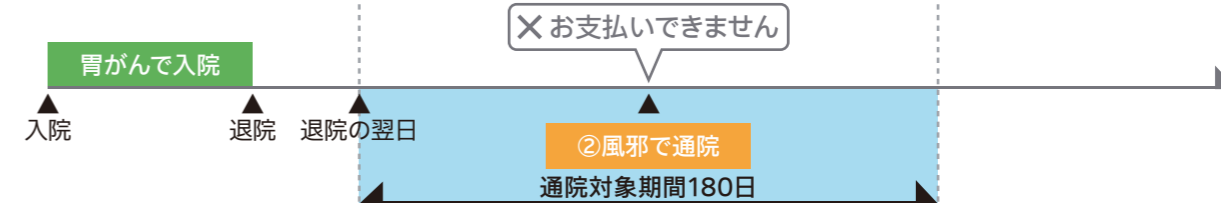
病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合



①は退院後180日経過後の通院のため支払われません。

例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合



②は入院の原因となった胃がん以外の治療を目的とした通院のため支払われません。

- *1 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。
・先進医療毎に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。
・被保険者が、既にSOMP Oひまわり生命で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
- *2 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。
- *3 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされる時は、お支払限度である30日まで保障します。
2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合について、詳しくは契約概要をご覧ください。
- *4 対象となる**三大疾病**は『がん』『急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞(狭心症等を除く)』』『脳卒中(脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞)』です。

保障内容

特別・特約

保険料表

契約概要

注意喚起情報

ご案内

医療用新がん診断給付特約

上皮内がんも同額保障! 回数は無制限(1年に1回を限度)

がん(上皮内がん含む)と医師により診断確定された場合、**がん診断給付金**をお支払いします。また、再発*¹や転移、継続治療(入院・外来治療)等を受けた場合でも同額をお支払いします。

入院給付金日額 10,000円 入院給付金日額 5,000円

以下の範囲で設定
10万円～200万円(10万円単位)

お支払事由

- 【1回目】初めてがんと医師により診断確定された時
- 【2回目以降】直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、次のいずれかに該当された時
 - 新たにがんと医師により診断確定された時
 - がん治療のために入院を開始または継続している時
 - がん治療のための外来治療を受けた時*²

*1 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
*2 ①手術療法②放射線療法③化学療法*¹④疼痛緩和療法*²のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限りです。

医療用新がん外来治療給付特約

上皮内がんも同額保障! 通算無制限(1年間120日まで)

通院や往診によるがん治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお支払いします。入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

入院給付金日額 10,000円 入院給付金日額 5,000円

1日につき 10,000円 1日につき 5,000円

医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。医療用新がん外来治療給付特約と医療用通院特約を1契約に同時に付加することはできません。

医療用抗がん剤治療給付特約

ホルモン療法も対象!

がんの治療を目的とする次の抗がん剤*¹治療を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤治療給付金**、**自由診療抗がん剤治療給付金**をお支払いします。

入院給付金日額 10,000円 入院給付金日額 5,000円

以下の範囲で設定
1万円～30万円(1万円単位)

お支払事由

抗がん剤治療

通算無制限!

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けた時

抗がん剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額 10万円の場合)

自由診療抗がん剤治療

通算12ヵ月限度

次のいずれかの抗がん剤治療を受けた時(抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を除きます。)
① 先進医療*²による抗がん剤治療
② 患者申出療養*²による抗がん剤治療
③ がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
④ 欧米で承認された抗がん剤による治療

自由診療抗がん剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額 10万円の場合)

*1 対象となる抗がん剤は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りです。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことを指します。
●抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、最初に抗がん剤治療を受けた日にお支払事由が生じたものとみなします。
●自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

参考

知っておきたいがんのこと

◆年齢とともにがんのリスクが高まります。

がんと診断される確率は年齢とともに高まり、生涯のうち男性は65.5%、女性は51.2%の人ががんと診断されています。

■がんと診断される確率は…

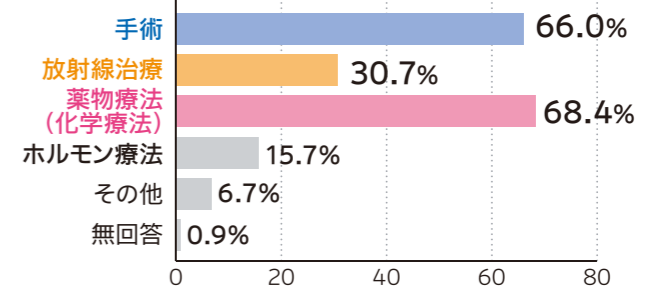
性別	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

表出典:公益財団法人がん研究振興財団『がんの統計2023』年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

◆現在のがん治療

がんの治療法は主に「手術療法」「放射線療法」「薬物療法(抗がん剤治療等)」の3つがあり、ほとんどの人がこの「3大治療」を受けています。がんの種類や病期(ステージ)、体の状態、年齢等に応じて治療法を選択したり、複数の治療法を組み合わせる集学的治療が行われています。

■がん罹患した方が受けている/受けた治療(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」を基にSOMPOひまわり生命で作成

自由診療抗がん剤治療の例

■患者申出療養

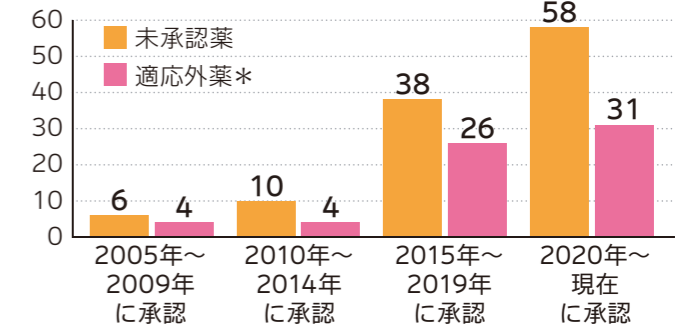
患者申出療養制度は、未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度です。たとえば、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

■欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が日本で承認されるまでには数ヵ月から数年程度かかるため、未承認薬を使う治療は「自由診療(全額自己負担)」となります。未承認薬は1ヵ月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

「がんにそなえるBOOK(SOMPOひまわり生命作成)」より抜粋

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



●2023年3月31日時点での情報に基づいています。(のべ数)国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

*欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

⚠ 「医療用新がん診断給付特約」、「医療用新がん外来治療給付特約」、「医療用抗がん剤治療給付特約」の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
⚠ 「医療用新がん診断給付特約」、「医療用新がん外来治療給付特約」、「医療用抗がん剤治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。責任開始日から90日以内にかん(上皮内がん含む)と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

医療用新三大疾病一時金特約

回数は無制限(一時金ごとに1年に1回を限度)

三大疾病により所定の事由*に該当した場合、**がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金**をそれぞれ一時金ごとにお支払いします。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

がん一時金・心疾患一時金・脳血管疾患一時金を一時金ごとに1回につき以下の範囲で設定
10万円～200万円(10万円単位)

*対象となる所定の事由は以下の通りです。

がん(上皮内がん含む)	【1回目】初めてがんと医師により診断確定された時 【2回目以降】がんの治療を目的とする入院をした時
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をした時
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をした時

●2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過している必要があります。
※医療用通院特約とは三大疾病の範囲が異なります。

新三大疾病支払日数無制限特則

日数は無制限

三大疾病で入院した場合、**入院日数を無制限に保障**します。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

1入院支払限度日数を
超えた日以降
1日につき
10,000円

1入院支払限度日数を
超えた日以降
1日につき
5,000円

⚠ この特則の中途付加はお取り扱いできません。

対象となる三大疾病 がん(上皮内がんを含む) 心疾患 脳血管疾患

※医療用通院特約とは三大疾病の範囲が異なります。

医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病により所定の事由*に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

⚠ この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はお取り扱いできません。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

- がん(悪性新生物)で所定の事由に該当した時
- 急性心筋梗塞で所定の事由に該当した時
- 脳卒中で所定の事由に該当した時

保障はそのまま以後の保険料のお払い込みを免除

*対象となる所定の事由は以下の通りです。

がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定された時(「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」を除く)
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等を除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断された時 ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断された時 ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由を変更することがあります。

「医療用新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特則」「医療用特定疾病診断保険料免除特約」の違いについて



「医療用新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特則」「医療用特定疾病診断保険料免除特約」は、お支払事由・保険料払込免除事由において異なる点がございますので、ご確認ください。

疾病		特則・特約	医療用新三大疾病一時金特約	新三大疾病支払日数無制限特則	医療用特定疾病診断保険料免除特約
がん	悪性新生物 ①②以外		○	○	○ ただし、責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外となります。
	②皮膚の悪性黒色腫 以外の皮膚がん				×
	上皮内新生物 (上皮内がん)				×
心疾患	急性心筋梗塞 ①急性心筋梗塞 ②再発性心筋梗塞		○	○	○ ^{*1}
	上記以外				×
脳血管疾患	脳卒中 ①くも膜下出血 ②脳内出血 ③脳梗塞		○	○	○ ^{*2}
	上記以外				×

*1 虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症等は対象になりません)。

*2 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」が対象です。

介護一時金特約

次のいずれかに該当した場合、**介護一時金**をお支払いします。
(介護一時金のお支払いは、1回限りです。)

お支払事由

- ① 公的介護保険制度により**要介護1以上**と認定された時
- ② 満65歳未満の被保険者について
SOMPOひまわり生命所定の要介護状態*が**180日以上継続**したと医師により診断確定された時
- ③ **SOMPOひまわり生命所定の高度障害状態**に該当した時

*「SOMPOひまわり生命所定の要介護状態」とは、約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
① 下記 A ~ E のうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当した時
A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定された時
(注) SOMPOひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
● 詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
● 介護一時金が支払われた場合には、この特約は消滅します。

入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
以下の範囲で設定一時金として(1回限り)	
15歳~69歳までの場合	10万円~500万円
70歳~75歳までの場合	10万円~300万円
76歳~80歳までの場合	10万円~200万円
(10万円単位)	

介護一時金 100万円
(介護一時金額100万円の場合)

または

5年間(確定年金5年の場合)

※介護一時金をお受け取りになる場合、SOMPOひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金に代えて年金でのお受け取りを選択することができます。
介護一時金の一部のみを年金でお受け取りいただくことはできません。

介護一時金のお支払事例

- 例1** 83歳 男性
転倒をきっかけに歩行が不自由となり、自宅での療養を続けるうちに認知症を発症。要介護1と認定
- 例2** 60歳 女性
転倒による大腿骨頸部骨折を負って入院し、補装具等を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態が180日以上継続
- 例3** 35歳 男性
交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から180日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用しなければならない状態が継続

介護一時金特約 支払対象	(参考) 公的介護保険制度 受給対象
○	受給対象
○	受給対象外 (第2号被保険者であるが、 受給要件である特定疾病(16種) ではないため)
○	受給対象外 (公的介護保険制度 未加入のため)

参考

公的介護保険制度に定める「要介護度別の身体状態のめやす」

要介護1

要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例

- 片足での立位
- 日常の意思決定
- 買い物

要介護2

要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例

- 歩行
- 洗身
- つめ切り
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 簡単な調理

要介護3

要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態

低下している日常生活能力例

- 寝返り
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 上衣の着脱
- スポン等の着脱

要介護4

要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態

低下している日常生活能力例

- 座位保持
- 両足での立位
- 移乗
- 移動
- 洗顔
- 整髪

要介護5

要介護4よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

低下している日常生活能力例

- 麻痺(左下肢)
- 食事摂取
- 外出頻度
- 短期記憶

出典:厚生労働省HP「介護保険制度における要介護認定の仕組み」厚生労働省「第1回介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会」の「要介護認定の仕組みと手順」
※イラストはイメージであり、公的介護保険制度の要介護度と必ずしも一致していません。

公的介護保険の仕組み

公的介護保険は、市町村(東京23区は区)が保険者となって運営する社会保険制度で、介護サービスそのものが提供される、現物給付が原則です。40歳以上の人加入し、被保険者は年齢によって次のように2種類に分かれ、保険料の決め方や納付方法、制度を利用できる条件が異なります。

第1号被保険者 (65歳以上)

要介護状態になった原因を問わずサービスを利用できます。

第2号被保険者 (40~64歳)

要介護状態になった原因が次にあげる16種類の特定疾病に限り、介護サービスを使用できます。事故等のケガによって介護が必要になっても介護保険は利用できません。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)より

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

(公的介護保険の受給対象……○)
(公的介護保険の受給対象外……×)

原因	年齢	39歳まで	40歳~64歳まで 第2号被保険者	65歳~ 第1号被保険者
16種類の特定疾病*		×	○ 要介護状態になった原因が、 加齢に伴う特定疾病(16種)に限定しての受給対象	○
上記以外のあらゆる病気・ケガ		公的介護保険制度未加入のため受給対象外	×	要介護(要支援)状態になった原因にかかわらず受給対象

*16種類の特定疾病

- 1.がん【がん末期】
- 2.関節リウマチ
- 3.筋萎縮性側索硬化症
- 4.後縦靭帯骨化症
- 5.骨折を伴う骨粗鬆症
- 6.初老期における認知症
- 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 8.脊髄小脳変性症
- 9.脊柱管狭窄症
- 10.早老症
- 11.多系統萎縮症
- 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13.脳血管疾患
- 14.閉塞性動脈硬化症
- 15.慢性閉塞性肺疾患
- 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2023年10月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われた時は、主務官庁の認可を得て将来に向かって、介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。

医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を受けた場合、**健康回復支援給付金**をお支払いします。(健康回復支援給付金のお支払いは、1回限りです。)

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

以下の範囲で設定
1万円～5万円(1万円単位)

お支払事由 **高血圧症・脂質異常症・高血糖症***1のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けた時※
※SOMPOひまわり生命所定の疾病*2により入院した場合は、投薬治療を受けたものとみなして健康回復支援給付金をお支払いします。

- *1 詳しくは約款別表「対象となる高血圧症、脂質異常症または高血糖症」をご覧ください。
- *2 詳しくは約款別表「対象となる疾病」をご覧ください。
- 健康回復支援給付金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われた時、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

SOMPOひまわり生命所定の疾病の例

- 糖尿病
- 心疾患
- 高血圧性疾患
- 脳血管疾患
- 腎疾患
- 肝疾患

医療用女性疾病入院特約

通算無制限

女性特定疾病で入院した場合、**疾病入院給付金**に上乗せして**女性疾病入院給付金**をお支払いします。

入院給付金日額
10,000円

入院給付金日額
5,000円

以下の範囲で設定
1日につき さらに
1,000円～10,000円

以下の範囲で設定
1日につき さらに
1,000円～5,000円

⚠ 1入院の支払限度日数は基本保障(主契約)と同日数(40日・60日)です。

女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病

女性特有の病気	子宮筋腫	子宮内膜症	卵巣機能障害
	妊娠高血圧症候群	子宮外妊娠	切迫流産
	子宮頸がん	卵巣がん	等
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血	バセドウ病	低血圧症
	甲状腺腫		等
がん	乳がん	胃がん	大腸がん
	白血病		等

すべてのがんが対象!

- 正常分娩での入院は保障の対象にはなりません。
- 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病については約款別表をご覧ください。

治療費における助成制度について

公的医療保険の自己負担の割合

公的医療保険の負担割合は年齢によって異なります。(2023年10月現在)

小学校入学前*1 **自己負担2割** 一般*1(小学生～69歳) **自己負担3割**

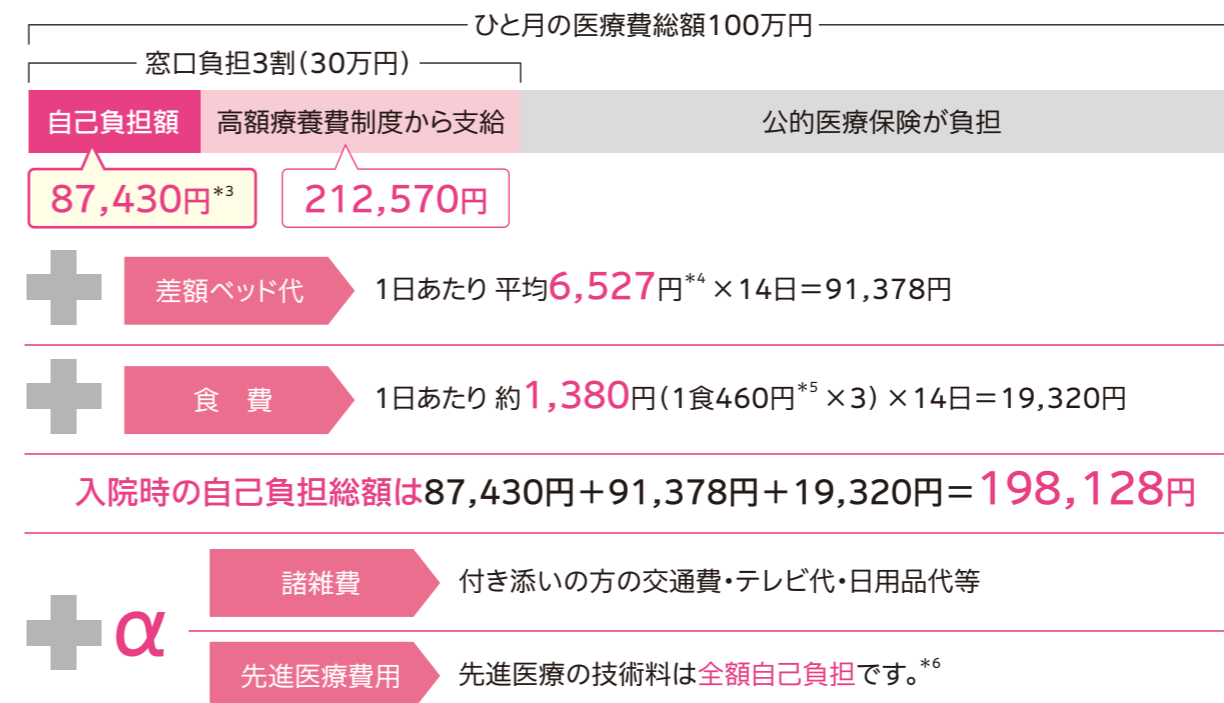
高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額*が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*2(2023年10月現在)

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

例 50歳(年収約370～約770万円)

ひと月で100万円の医療費がかかった場合 >> **高額療養費制度適用後の自己負担額は87,430円***3
※入院期間2週間



高額療養費制度 69歳以下の方の上限額

適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合(4回目からの自己負担限度額*7)
① 年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ ～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

- 70歳以上の場合は計算方法が異なります。詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。
- *1 自治体により小児医療費助成制度があります。
- *2 健康保険組合等によって独自の助成制度を行っていることがあります。
- *3 健保の標準報酬月額が28万円～50万円(国保は旧ただし書き所得が210万円～600万円)で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下(国保は旧ただし書き所得が210万円以下)の方は、57,600円となります。
- *4 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況(令和2年7月)」における差額ベッド代1～4人室の1日あたり平均額です。
- *5 2023年10月現在の公的医療保険「入院時食事療養費」
- *6 2023年10月現在
- *7 同一世帯で1年間(直近12ヵ月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

Main table with columns for age (0-80), basic insurance (入院給付金日額), and special features (医療用新先進医療特約, 医療用健康回復支援給付特約, etc.).

*1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。 *2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。 (2024年4月現在) 単位:円

契約年齢(歳)

Table with 2 columns: 入院給付金日額 (手術あり) and 入院給付金日額 (手術なし). Rows represent ages from 0 to 80.

Main table with 12 columns for various insurance benefits: 医療用新先進医療特約, 医療用健康回復支援給付特約, 医療用手術増額特約, 医療用入院一時金特約, 医療用通院特約, 医療用新三大疾病一時金特約, 新三大疾病支払日数無制限特約, 医療用新がん診断給付特約, 医療用新がん外来治療給付特約, 医療用抗がん剤治療給付特約, 介護一時金特約, 医療用女性疾病入院特約. Rows represent ages from 0 to 80.

契約年齢(歳)

保障内容

特則・特約

保険料表

契約概要

注意喚起情報

ご案内

*1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。 *2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。
● [] ...お取り扱いできません。 ● [] ...オプションを含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取り扱いできます。
● 基本保障の保険料に各オプションの保険料を加算した金額が合計保険料となります。 ● 掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSO
※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が多くなる場合がありますので、ご検討の際

(2024年4月現在) 単位:円
MPOひまわり生命までお問い合わせください。
は十分ご確認ください。

Main table with columns for age (0-80), basic insurance (入院給付金日額), and special features (医療用新先進医療特約, 医療用健康回復支援給付特約, etc.).

*1 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。 *2 医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。 (2024年4月現在) 単位:円

保障内容 特則・特約 保険料表 契約概要 注意喚起情報 ご案内

契約概要

「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と連絡先等

- **名称** SOMP Oひまわり生命保険株式会社
- **連絡先** SOMP Oひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- **公式ウェブサイト** <https://www.himawari-life.co.jp/>

2. 商品の特徴と仕組み

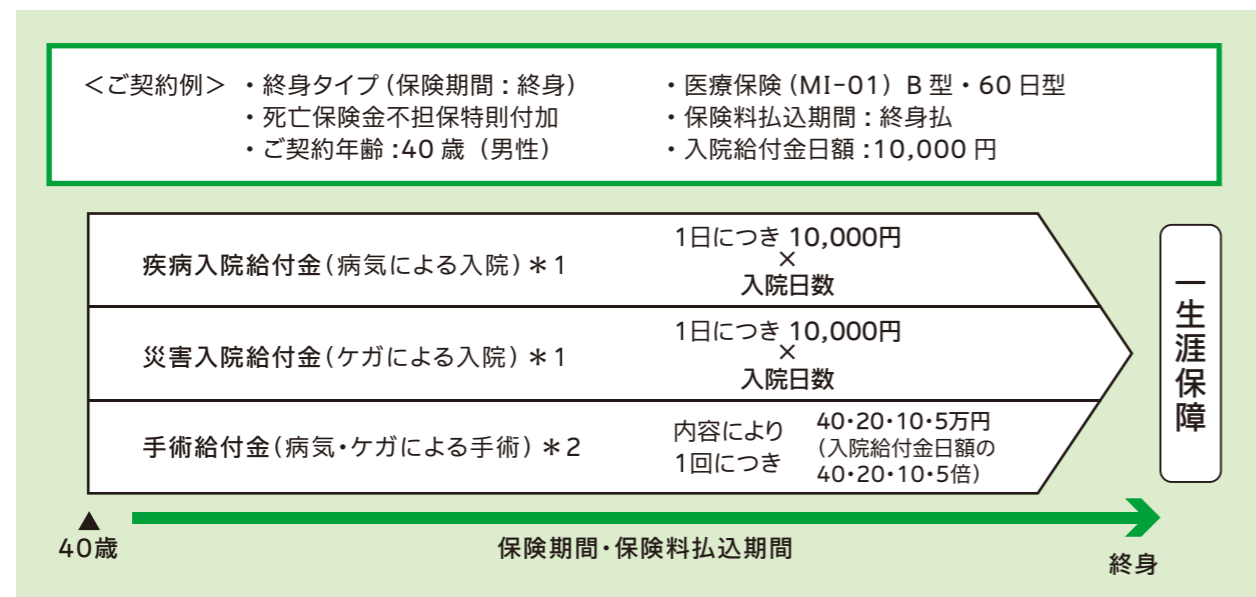
保険商品の名称

健康をサポートする医療保険 健康のお守り(医療保険(MI-01)B型)

商品の特徴

病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を一生にわたり確保できます。

仕組図



●手術給付金のないタイプもあります。

*1 日帰り入院(入院基本料の支払の有無等を参考に判断します)を含みます。

*2 病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術が対象です。



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3. 保障内容

商品に関する事項

給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院*した時
	災害入院給付金	ケガにより入院*した時
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けた時 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた時
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の高度障害状態に該当 ・ケガにより所定の身体障害状態に該当 	

*日帰り入院(入院基本料の支払の有無等を参考に判断します)を含みます。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術給付金の支払額について

- 手術給付金の支払額は入院給付金日額に下表の倍率を乗じた金額です。
- 手術給付金不担保特則を付加した場合には、手術給付金はありません。

対象となる手術等	入院給付金日額に 乗じる倍率	支払限度	
公的医療保険対象の手術*1 次に該当する手術は対象外です。 ○診断・検査等治療を直接の目的としない手術 ○創傷処理 ○皮膚切開術 ○デブリードマン ○骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術 ○抜歯手術 ○鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術（両側）および鼻甲介切除術（高周波電気凝固法によるもの）	① ○開頭手術（穿頭術は除く→④へ） ○四肢切断術（手指・足指は除く→④へ） ○脊髄腫瘍摘出術 ○心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の移植手術*2 ② ○開胸・開腹手術（以下は除く） ・胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術→③へ ・帝王切開娩出術→④へ） ○がんに対する手術 ○心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 ③ ○胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術 ④ ①～③に該当しない手術	40倍 20倍 10倍 5倍	回数は 無制限 *3
先進医療*4に該当する手術 ○先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は対象外です。	10倍	10倍 20倍	
公的医療保険対象の放射線治療*1 先進医療*4に該当する放射線照射または温熱療法	10倍		
造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*5	20倍		

- *1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。（歯科で受けた手術等であっても、上記に該当すれば支払対象となります。）
- *2 臓器の移植に関する法律に沿ったものに限り、また、提供者側は対象外です。
- *3 「手術給付金」の支払限度の例外
- 手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術（網膜光凝固術等）や、放射線治療（照射）・温熱療法を複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
 - 手術料が1日につき算定される手術（人工心肺等）を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。
- *4 厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療毎に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、また、
- *5 責任開始日（復活日）から起算して1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となります。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

4. 付加できる特則・特約

■ あらかじめ付加されている特則

- 死亡保険金不担保特則
 死亡しても死亡保険金のお支払いはありません。
 ただし、解約返戻金がある場合には、契約者に解約返戻金をお支払いします。
 解約返戻金は次の通りです。

保険料払込期間中	保険料払込期間満了後
解約返戻金はありません。	入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。 ただし、全ての保険料のお払い込みが必要です。

■ 付加を選択できる特約・特則

新三大疾病支払日数無制限特約〈疾病入院給付金〉

新三大疾病*により入院した場合、その入院が疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数を超過して継続しても、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。

*新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。

手術給付金不担保特則

手術を受けた場合も、手術給付金のお支払いはありません。

医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）〈健康回復支援給付金〉

高血圧症、脂質異常症、高血糖症のいずれかの治療を目的とした投薬治療を受けられた時、健康回復支援給付金をお支払いします。（健康回復支援給付金のお支払いは1回限りです。健康回復支援給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します。）

医療用入院一時金特約〈入院一時金〉

病気やケガによる入院をした時、入院一時金をお支払いします。疾病入院給付金または災害入院給付金がかかる入院に限り、（1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度です。入院を2回以上した場合、それらの入院が主契約の規定により1回の入院とみなされる時も入院一時金のお支払いは1回限度です。）

医療用女性疾病入院特約〈女性疾病入院給付金〉

女性特定疾病*による入院をした時、女性疾病入院給付金をお支払いします。（1回の入院の支払限度日数は主契約と同一、通算支払限度は無制限です。）

*子宮筋腫等の女性特有の病気、膀胱炎等の女性にも多い病気、全てのがんをいいます。

医療用新三大疾病一時金特約〈がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金〉

がんの診断確定（2回目以降はがんによる入院）、心疾患または脳血管疾患による入院をした時、それぞれがん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金をお支払いします。（いずれも直前のお支払事由該当から1年以上経過し入院した場合には一時金をお支払いします。）

※新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。
 「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

医療用新先進医療特約〈先進医療給付金〉

先進医療による療養を受けられた時、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。(支払額を通算して2,000万円限度です。通算支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。)

- ※ 厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、
- ※ 被保険者が、既にSOMPOひまわり生命で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等)にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

医療用手術増額特約〈手術増額給付金〉

病気やケガにより所定の手術等を受けられた時、手術増額給付金をお支払いします。

医療用通院特約〈疾病通院給付金・災害通院給付金〉

病気やケガで入院し、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院した時、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。

- (1回の入院に対する通院につき30日限度です。)
- (病気・ケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障。ただし疾病通院給付金は三大疾病*による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。)
- (疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした通院に限り、)

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

医療用新がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

次の場合、がん診断給付金をお支払いします。

- 1回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定された時
- 2回目以降：被保険者の生存中に、直前のお支払事由該当から1年経過後、新たにがんと医師により診断確定された時(再発・転移を含む)



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

医療用新がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間*中に医師の治療処置を伴う外来治療(往診を含む)を受けられた時、がん外来治療給付金をお支払いします。

*外来治療期間は医療用新がん診断給付特約のがん診断給付金のお支払事由に該当した時から1年です。(1年に120日限度)



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

医療用抗がん剤治療給付特約〈抗がん剤治療給付金・自由診療抗がん剤治療給付金〉

所定の抗がん剤による治療を受けられた時、抗がん剤治療給付金をお支払いします。

また、自由診療による所定の抗がん剤治療*を受けられた時、自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いします。(12ヵ月限度)

*自由診療による所定の抗がん剤治療とは、所定の先進医療による療養、患者申出療養、厚生労働大臣承認の抗がん剤治療、欧米で承認された所定の抗がん剤治療をいいます。(ただし、抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を除きます。)



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病*により所定の事由に該当した時、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*悪性新生物(上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。)、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

介護一時金特約〈介護一時金〉

次のいずれかに該当した時、介護一時金をお支払いします。(介護一時金のお支払いは1回限りです。)

- (1) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定された時
- (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態*に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定された時
- (3) 所定の高度障害状態に該当した時

○介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

○介護一時金が支払われる場合、SOMPOひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。

*「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護1以上に相当するSOMPOひまわり生命が定める状態を指します。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めた時は指定代理請求人が請求できます。

いずれの特則・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約、保険金額等が異なる場合があります。

5. お取り扱いについて

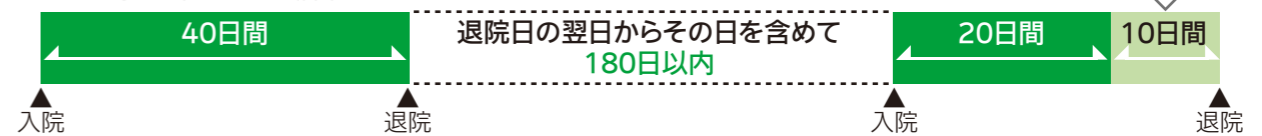
契約年齢範囲	0歳～満80歳(保険料払込期間等により異なります)				
保険期間	終身				
入院給付金日額	3,000円～20,000円(お仕事の内容等により異なります)				
入院給付金のお支払限度の型とお支払限度	お支払限度の型	1回の入院(*1)		保険期間を通じて(通算)	
		疾病入院給付金	災害入院給付金	疾病入院給付金	災害入院給付金
40日型	40日	40日	1,000日		ただし、新三大疾病(*2)による入院については、通算支払限度を超えてお支払いします。
60日型	60日	60日	1,000日		
<p>(*1)入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それぞれ以下のお取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院給付金については、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、同一の病気(医学上重要な関係があるとSOMPOひまわり生命が認めた時を含みます。)やケガで2回以上入院した時は、1回の入院とみなします。 ・災害入院給付金については、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に同一の事故を原因としたケガで2回以上入院した時は、1回の入院とみなします。 <p>(*2)新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。</p>					
責任開始期	<p>●口座振替扱でお払い込みになる場合(月払、半年払、年払)</p> <p>①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。</p> <p>②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料(相当額)のお払い込みが共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。</p> <p>●クレジットカード扱でお払い込みになる場合(月払、半年払、年払) お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認(オーソリゼーション)できた時から保険契約上の責任を開始します(お申し込み・告知・オーソリゼーションが全て完了した日が責任開始日となります)。</p> <p>●以下の特約の保障の開始は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」となります。(がんに対する保障の開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療用新三大疾病一時金特約におけるがんに対する保障 ・医療用新がん診断給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用新がん外来治療給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用抗がん剤治療給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障 				
契約日	<p>月払：責任開始日の属する月の翌月1日*</p> <p>半年払・年払：責任開始日と同日</p> <p>*責任開始日の翌日から翌月1日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。(口座振替扱、クレジットカード扱共通)</p>				
選択区分	<p>告知書扱(医師による診査は必要ありません)</p> <p>※ただし、同時申込で他の選択区分による契約がある場合を除きます。</p>				

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

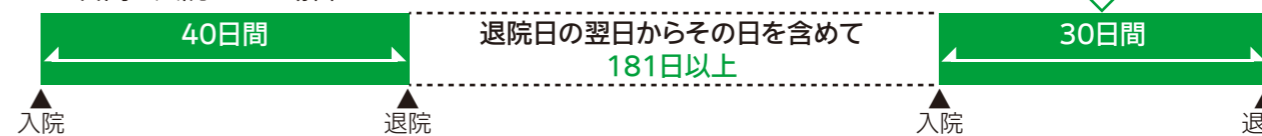
2つの入院が1入院とみなされる場合(1入院60日型の場合)

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に30日間の入院をした場合



2つの入院が1入院とみなされない場合(1入院60日型の場合)

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて181日以上経過後に30日間の入院をした場合



6. 保険料について

保険料払込期間	終身払、短期払(55歳～85歳払済(5歳刻み)、5年払済・10年払済)
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)	口座振替扱・クレジットカード扱
最低保険料	1,000円(月払・半年払・年払共通) ただし、契約年齢が16歳以上で入院給付金日額が5,000円未満の場合は1,600円となります。
前納	<ul style="list-style-type: none"> ●将来お払い込みいただく予定の保険料の全部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割引があります。 ●年払契約かつ短期払契約において15年以上の保険料払込期間を要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分(未経過分保険料)があれば払い戻します。

7. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金について

- 死亡保険金不担保特約が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(全ての保険料のお払い込みが必要です)。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約・特約には、解約返戻金はありません。

9. 預金等との違いについて

本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。

10. 費用について

保険料の一部は保険金のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「注意喚起情報」の他、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて 15日以内（郵便消印日付） です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した 書面*1に自署し S O M P O ひまわり生命の支社もしくは本社*2あてに 郵便で発信、または、電磁的記録*3によりお申し出ください。

*1 書面の書式例

20〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
 申込者：〇〇〇〇（親権者：〇〇〇〇）
 生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
 住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇
 保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 口座名義人：〇〇〇〇

*2 本社送付先

〒163-8626 日本郵便株式会社 新宿郵便局 私書箱第123号
 S O M P O ひまわり生命保険株式会社

*3

電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。S O M P O ひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
 ■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

クーリング・オフができない場合

- 次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
- ・ S O M P O ひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
 - ・ 債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。



ご注意ください

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・ 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ ご契約にあたっては、所定の告知書等で S O M P O ひまわり生命がお尋ねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。*1
- ・ 告知受領権は S O M P O ひまわり生命および S O M P O ひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に 口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、S O M P O ひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがら、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。

また、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。*2

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めた時には解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除した時には、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。*3

*3 給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない時は、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

S O M P O ひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。*4

*4 引受範囲を拡大した商品もあります。

ご契約内容の確認について

S O M P O ひまわり生命の確認担当職員または S O M P O ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、お申し込み内容について確認させていただく場合があります。

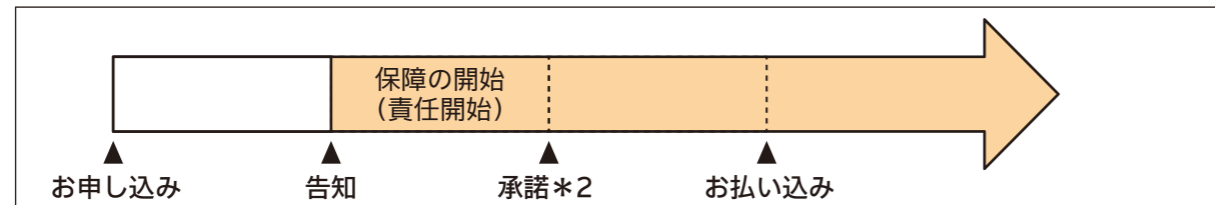
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3. 保障の開始時期(責任開始期)について

保障の開始時期(責任開始期)は、払込経路等により異なります。

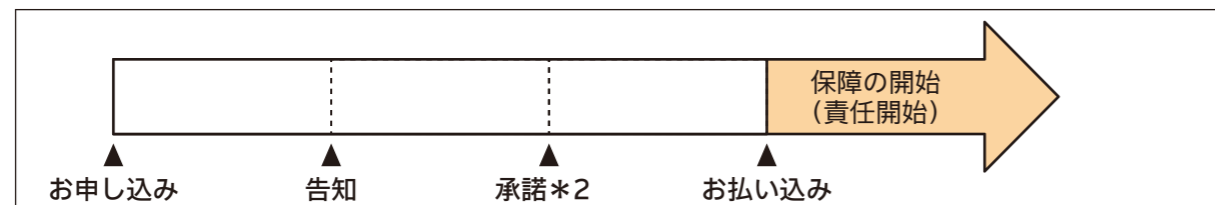
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期(責任開始期):ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時*1



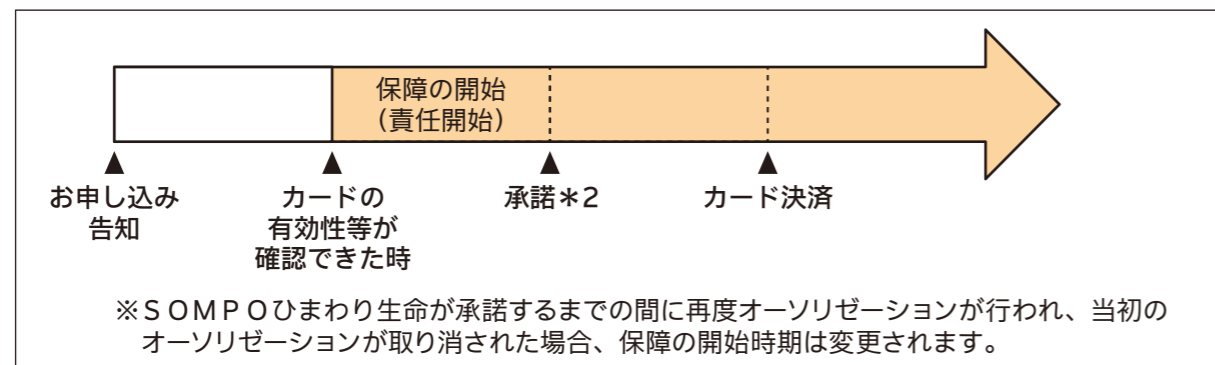
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期(責任開始期):告知と第1回保険料(相当額)のお払い込みが共に完了した時



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期(責任開始期):告知とカードの有効性等の確認(オーソリゼーション)が共に完了した時



*1 ご契約のお申し込みが完了した時とは、SOMPOひまわり生命またはSOMPOひまわり生命の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

*2 募集人は、お客さまとSOMPOひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。 保険契約は、お客さまからのお申し込みをSOMPOひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。



ご注意ください

特約によっては、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、所定の疾病に関して、一定の期間保障しないものがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

4. 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

- ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ②給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合(この場合、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- ⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日(詳しくは「5.保険料のお払い込みについて」をご覧ください)までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. ご契約者・被保険者・受取人の故意、ご契約者・被保険者の重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

*2 重大事由

- ・給付金等を詐取する目的で事故を起こした時
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められる時
- ・反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつた時

詳しくはご契約のしおり「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

5. 保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払い込みがない場合、**ご契約は無効**となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。



以下の場合は、新たにご契約のお申し込みの際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

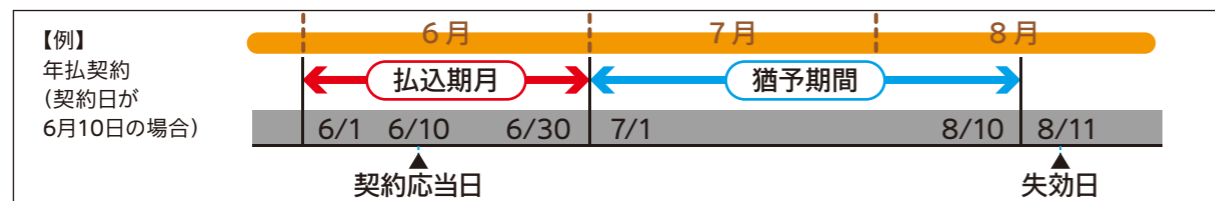
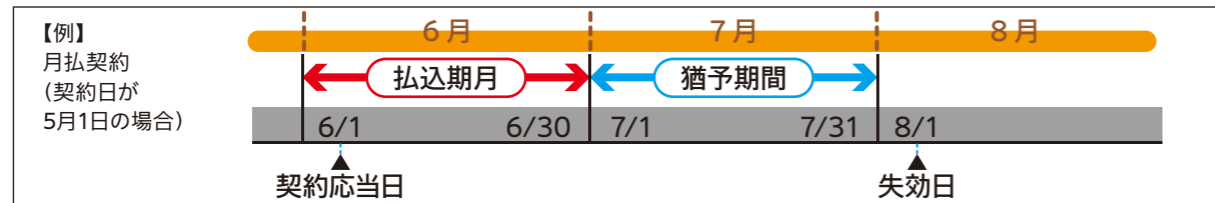
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年(半年)単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで*

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。

* 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お払い込みを中止してから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払い込みが必要となります。

ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数等によっても異なります。

特に、**ご契約後短時間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。**

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

解約返戻金あり	・死亡保険金不担保特則を付加した医療保険(MI-01)の保険料払込期間満了後
解約返戻金なし	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金不担保特則を付加した医療保険(MI-01)(保険料払込期間中) ※保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。 ・新三大疾病支払日数無制限特則 ・医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型) ・医療用入院一時金特約 ・医療用女性疾病入院特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・医療用新先進医療特約 ・医療用手術増額特約 ・医療用通院特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 ・医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・介護一時金特約

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たにご契約のお引き受け

新たにご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たにご契約の保険料

新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たにご契約で異なる場合があります。
例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たにご契約の保障内容

新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
(例) 手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにご契約へお申し込みされる方は、ご注意ください。

- ・「がん」「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始される特約があります。
- ・特約の種類によっては、がんにかかわる特約の保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、既にお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

＜がんにかかわるご契約を解約して新たにご契約へお申し込みされる特約を付加したご契約へ加入する場合＞

がんにかかわる特約が無効になった場合で、既に解約したがんにかかわる特約を含むご契約がある場合の取り扱い

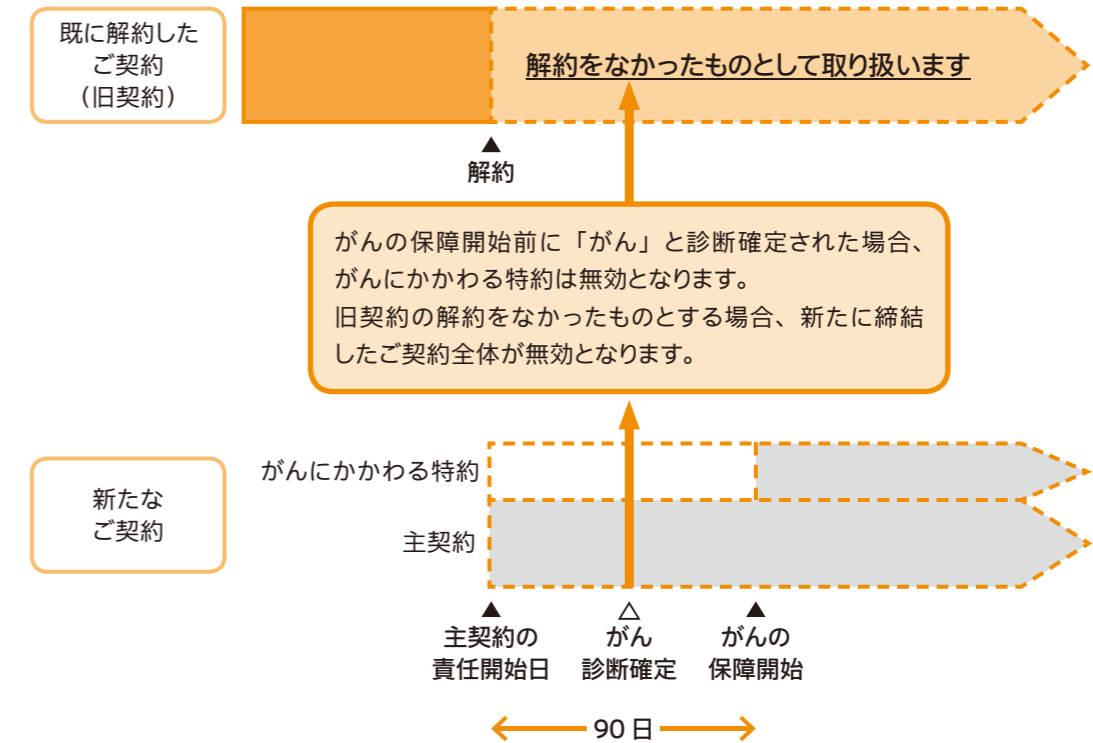
○新たに締結した次のご契約（以下「対象特約」といいます。）について、その保障開始前に「がん」と診断確定され、無効となる場合、既に解約したご契約（以下「旧契約」といいます。）がSOMPOひまわり生命所定の条件に該当する時には、SOMPOひまわり生命の定める取扱条件の範囲内で、旧契約の解約をなかったものとして、旧契約の保険金・給付金等のお支払事由の対象とすることができます。

＜がんにかかわる特約＞

- ・医療用新がん診断給付特約
- ・医療用抗がん剤治療給付特約
- ・医療用新三大疾病一時金特約
- ・医療用新がん外来治療給付特約

- 旧契約の解約をなかったものとする場合、新たに締結したご契約全体が無効となります。
なお、本取り扱いを行わず、対象特約のみを無効とし、それ以外の特約および主契約を継続することもできます。
- 対象特約を中途付加した場合には、本取り扱いの対象にはなりません。

＜旧契約の解約をなかったものとする場合のイメージ図＞



旧契約の解約をなかったものとする条件

- 旧契約が次の条件に該当する場合、旧契約の解約をなかったものとすることができます。
 - ・新たにご契約と旧契約の被保険者が同一の場合
 - ・旧契約の解約日が、新たにご契約の責任開始日の前日から対象特約のがんの保障に対する責任開始日の前日までにあるご契約（ただし、解約日時点で失効しているご契約を除きます）

・旧契約がSOMPOひまわり生命の次の保険種類の場合（旧日本興亜生命でご契約いただいていたものを含みます。）

がん保険	<ul style="list-style-type: none"> ・がん保険 ・がん保険（01） ・無解約返戻金型女性用がん診断保険 ・終身がん保険（C2）（がん治療給付型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日額増減型がん保険 ・がん保険（2010） ・終身がん保険（C1） ・終身がん保険（C3）（がん診断給付型）
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険 ・日額増減型医療保険 ・医療保険（MI-01） <p>次の特約を付加している場合に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診断給付金特約（医療保険） ・特定疾病診断給付金特約（M08） ・医療用がん診断給付特約 ・医療（08）用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険（08） ・医療保険（2014） ・特定疾病診断給付金特約（医療保険） ・医療（08）用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療（08）用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約

旧契約の解約をなかったものとした場合のお取り扱い

- 旧契約について、未払込保険料等*がある時は、ご契約者は、SOMPOひまわり生命の指定した日までに払い込んでください。
 - *旧契約の解約の際に支払われた解約返戻金や払い戻された保険料等を含みます。なお、旧契約の解約の際に保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元金の返済にあてるため解約返戻金から差し引かれた金額がある場合、ご契約者から別段のお申し出がない時は、差引後の金額をお払い込みいただきます。
- 新たなご契約に対して既に払い込まれた保険料はご契約者に返還します。
- 新たなご契約と旧契約のご契約者が異なる時は、旧契約の解約日の翌日に、保険契約上の一切の権利義務が新たなご契約のご契約者に承継されたものとして取り扱います。
- 新たなご契約の給付金の受取人（指定代理請求人を含みます。）が旧契約の受取人等と異なる時は、旧契約の解約日の翌日に、受取人等は新たなご契約の受取人等に変更されたものとして取り扱います。
- 新たなご契約と被保険者を同一とする他のご契約が締結された場合で、旧契約の解約をなかったものとするお取り扱いにより旧契約と他のご契約とを合算した給付金額等がSOMPOひまわり生命の定める限度を超えることとなる時は、旧契約の給付金額の減額等をする場合があります。また、旧契約の解約をなかったものとするお取り扱いをしない場合があります。
- 次の場合は、旧契約の解約をなかったものとするお取扱いはしません。
 - ・旧契約の未払込保険料等が払い込まれなかった場合
 - ・新たなご契約について、重大事由による解除、詐欺による取り消しまたは不法取得目的による無効の原因となる事由が生じていた場合

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

SOMPOひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	<p>■ TEL 03-3286-2820</p> <p>月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/</p>
-------------	--

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、速やかにSOMPOひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じた時
- ②お支払いの可能性がと思われる時
- ③ご不明な点がある時*

*ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。



ご注意ください

SOMPOひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めた時は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

SOMPOひまわり生命の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはSOMPOひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。ご連絡先は、注意喚起情報「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条 件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 健康回復支援給付金 入院一時金 がん一時金 心疾患一時金 脳血管疾患一時金 先進医療給付金 手術増額給付金 通院給付金 がん診断給付金 がん外来治療給付金 抗がん剤治療給付金 自由診療抗がん剤治療給付金 介護一時金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者 もしくはその直系血族、または生計を一 にするその他の親族	全額

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。
 対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
 保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。SOMP Oひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行
 しますので、年末調整あるいは確定申告の時まで大切に保管してください。

* この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注
意
く
だ
さ
い

税務の取り扱い等については、2023年10月現在の税制に基づき記載しております。今
 後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い
 等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等
 につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11. 個人情報のお取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正なお取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

SOMP Oひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*1
- ④SOMP Oひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*1

*1 お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サー
 ビスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

SOMP Oひまわり生命は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者
 から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場
 合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④SOMP Oひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤SOMP Oひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*2 および支払査定時照会制度*3に基づき、他の生命保険会
 社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

*2 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。

*3 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

SOMP Oひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照
 会制度」に基づき、SOMP Oひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

SOMP Oひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、
 法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身で
 あることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確で
 ある場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

SOMP Oひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グルー
 プ会社等についてはSOMP Oひまわり生命公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）を
 ご覧いただくか、個人情報開示請求受付窓口*4までお問い合わせください。

*4 電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

保険料クレジットカード払のご案内

クレジットカード払をご利用いただける条件

- ご契約者さまが個人
- 保険料のお払込方法が月払・半年払・年払
- 1契約あたりの1回分保険料が10万円以下
- クレジットカード名義人がご契約者さまご本人**

※クレジットカードのお支払方法は「1回払」のみとなります。リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等のご利用いただけません。
※前納保険料のお支払いにはご利用いただけません。

ご利用いただけるクレジットカード



これらのマークのある**ご契約者さまご本人名義**のクレジットカードをご利用いただけます。

※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。
※有効期限が翌月以降のクレジットカードをご登録ください。

クレジットカード払ご利用時にご留意いただきたいこと

- 同一クレジットカードで2件以上のご契約の保険料をお支払いいただく場合は、お払い込みの順序を指定できません。また、クレジットカード会社からのご利用明細書上は、ご契約単位で別々に表示されます。
- クレジットカード支払口座からの保険料の引き落としは、通常、保険料払込期月の翌月に行われます(クレジットカード会社により異なります)。したがって、ご契約を解約された場合でも、既にクレジットカード決済(保険料払込期月の20日)された分の保険料は、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から引き落とされる場合があります。
- クレジットカードを解約された場合でも、SOMPOひまわり生命からクレジットカード会社への決済請求依頼のタイミングによっては、後日クレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。
- 一定期間保険料の引き落としができず、ご契約が失効した場合、ご登録されたクレジットカード情報は削除いたします。そのため、ご契約を復活される場合は、所定の復活手続きとあわせて、再度クレジットカードをご登録いただく必要があります。
- お客さまの個人情報のお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

クレジットカード情報の登録方法

1

申込書控えをお手元にご用意いただき、
ご契約者さまより、『クレジットカード登録センター』にお電話ください。

クレジットカード登録センター



0120-957-078

携帯電話からでもかけられます。(通話無料)

[受付時間] 9:00~20:00

※土日祝日も営業しております。

(12月31日~1月3日は営業していません。)

※新規ご契約のお客さま専用ダイヤルです。

2

オペレータの案内にしたがって、必要事項をお伝えください。

申込番号

[申込書右記載の966で
始まる11桁の番号]

ご契約者さまの

「氏名」
「生年月日」

1回分保険料

代理店コード

[53750]

クレジットカード名義人

クレジットカード番号

有効期限 [記載どおりに読み上げてください]

※ご契約内容の確認のために、上記以外にもお尋ねする場合があります。

3

クレジットカードの登録が完了すると、オペレータが登録完了の旨をお伝えします。

登録完了

クーリング・オフ制度について

保険契約の申込日またはクレジットカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

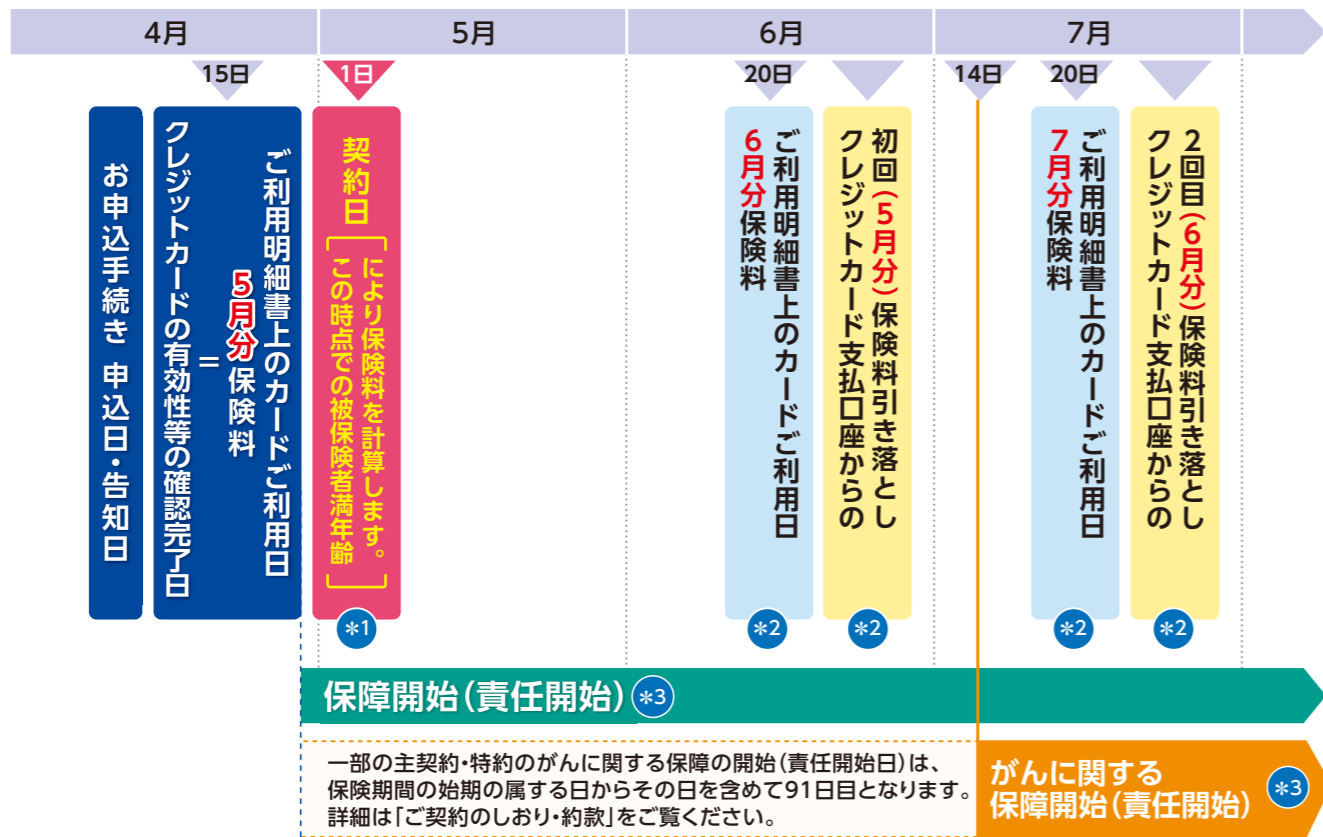
保険料クレジットカード支払規定 [必ずお読みください。]

1. 私は私が指定するクレジットカード(以下「指定カード」という)会社へ既に提出済みの会員規約に基づいて、指定カードで保険料を支払います。
2. 私は私からSOMPOひまわり生命保険株式会社に申し出をしないかぎり、保険料を指定カードで上記1.と同様に会員規約に基づいて継続して支払います。
3. 私は指定カード会社により私がSOMPOひまわり生命保険株式会社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく支払います。
4. 私は指定カードの会員資格喪失等により、指定カード会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
5. 私は紛失や変更等で指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード会社よりSOMPOひまわり生命保険株式会社に通知されても異議ありません。
6. 私は指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、すみやかにSOMPOひまわり生命保険株式会社に通知します。
7. 私は指定カードで支払った保険料については領収証は請求しません。

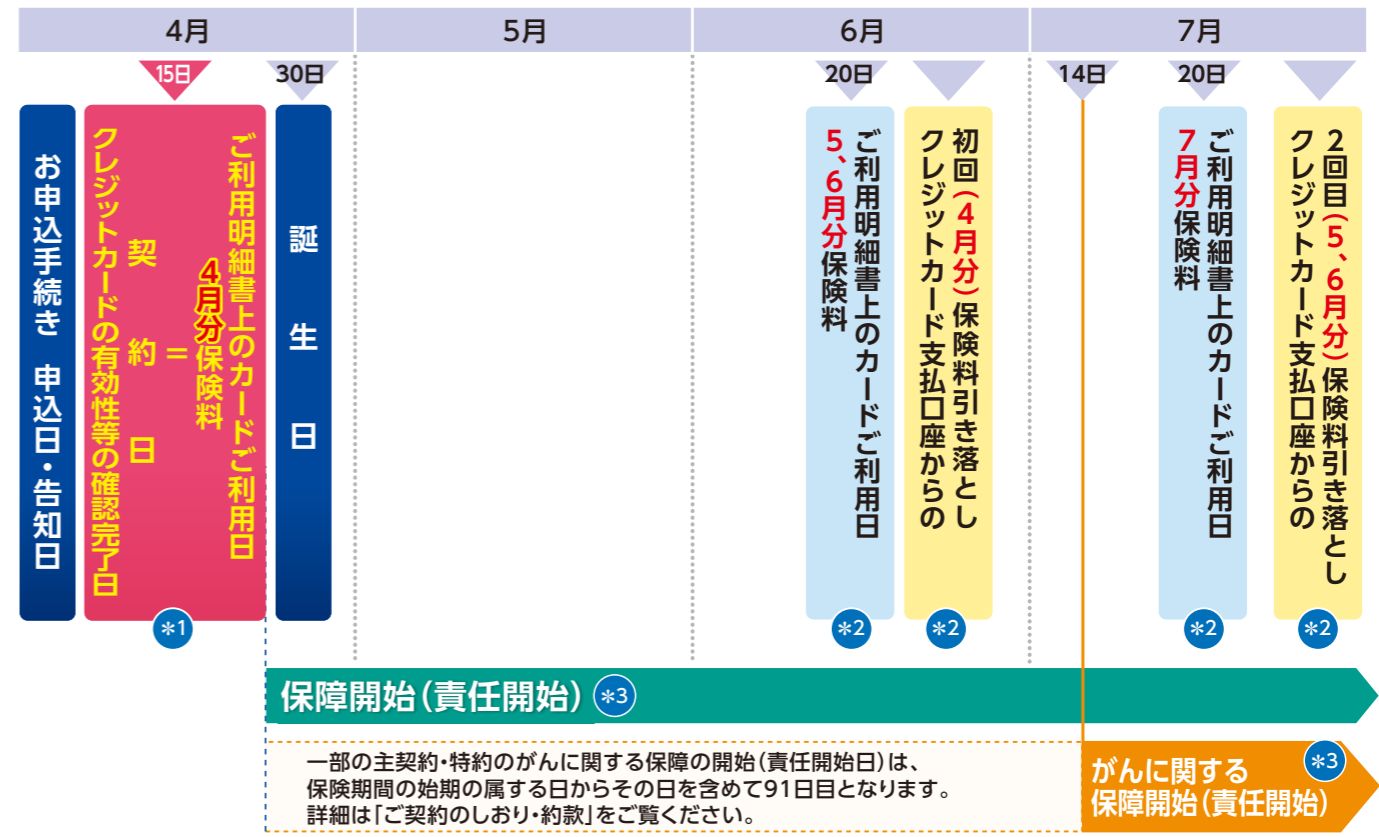
クレジットカード払の流れ(月払契約の場合)

「申込」・「告知」・「クレジットカードの有効性等の確認」が 全て完了した日が保障開始(責任開始)日になります。

標準スケジュール



保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合(契約日の特別)



- *1) 月払契約の場合の契約日は、保障開始(責任開始)日の属する月の翌月1日になります(契約日時点の満年齢で保険料が決まります)。ただし、※半年払・年払契約の場合の契約日は、保障開始(責任開始)日となります。
- *2) ご契約者さまにご利用明細書が送付されるスケジュールおよびクレジットカード支払口座から引き落としされるスケジュールは、クレジットカード会社によって異なります。
- *3) お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合に、保障を開始します。

保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、保障開始(責任開始)日が契約日となります(契約日の特別)。

●ご契約の成立状況により、ご請求スケジュールが遅れる場合があります。
上記例で、4月中にSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できなかった場合は、クレジットカード会社へて引き落としされます(保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合は、初回および2回目のご請求でそれぞれ2ヵ月分の保険料がまとめて引き落とさせていただきます)。

●契約日や、SOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾するタイミング等により、ご請求時に複数回分の保険料をまとめて引き落とさせていただきます場合があります。

の初回保険料の決済請求依頼が1ヵ月遅れます。月払契約の場合は、それに伴い、2回目のご請求で2ヵ月分の保険料がまとめて引き落とさせていただきます。

あらかじめご了承ください

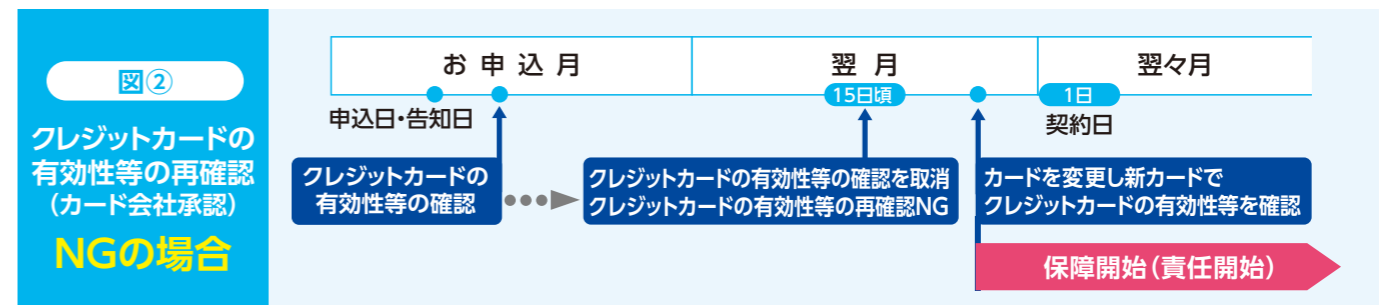
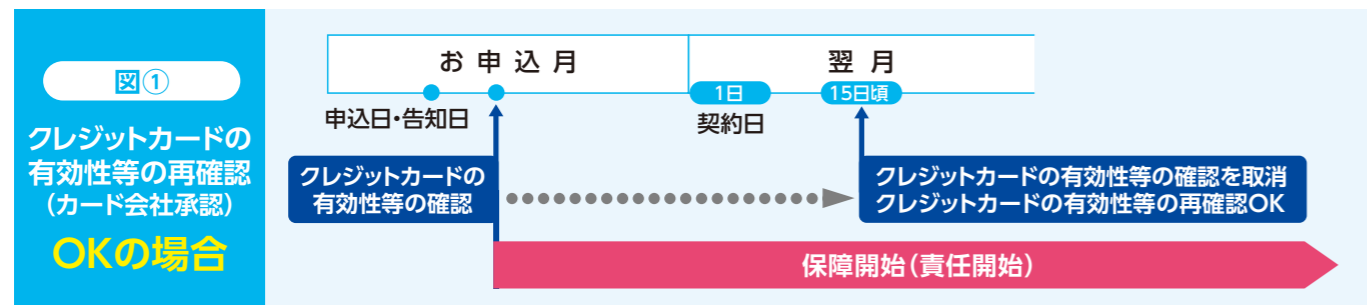
- 申込書類がSOMPOひまわり生命に到着した後、ご契約者さまにご照会が必要な事項等が生じ、クレジットカードの有効性等の有効性等の確認を無効とし、再度必要な保険料相当額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合、保障開始
- その際、クレジットカードの有効性等の確認を行った金額が前回と異なる場合は、ご契約者さまに書面でご連絡いたします(お申
- ただし、クレジットカードの有効性等の再確認の結果、ご利用限度額超過等によりクレジットカードでのお払い込みができない場合、保障の開始時期が遅くなります。

確認を行った日の属する月の翌月15日頃までにSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できない場合、クレジットカードの(責任開始)日は変更されません。

込内容の保険料とクレジットカードの有効性等の確認を行った金額が異なる場合は、その都度、ご契約者さまにご確認のうえ、クレ

開始(責任開始)日は変更されません。

合は、他のクレジットカードに変更いただくか、他のお払込方法に変更いただけます。この場合、保障開始(責任開始)日は変更さ



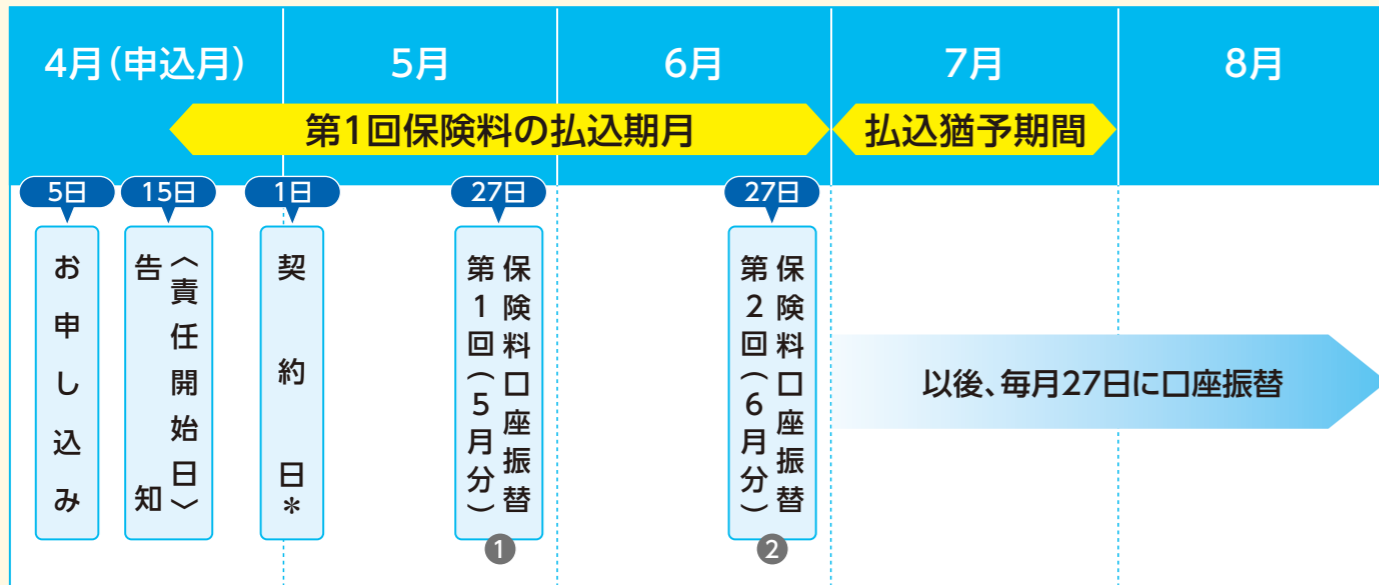
保険料口座振替のご案内

責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料は、口座振替させていただきます。お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、ご請求時期や払込金額が下記と異なる場合があります。

標準スケジュール

第1回保険料の口座振替は、通常、申込月の翌月から開始となります。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合



*契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢はその日を基準として計算します。

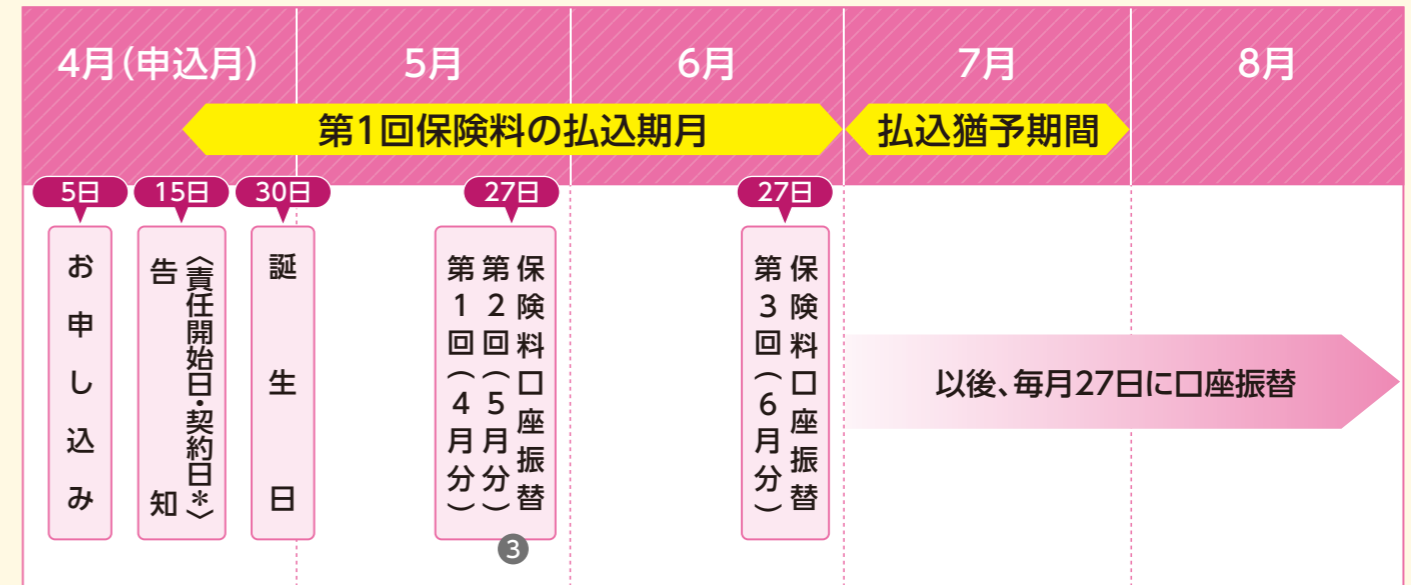
◆上記のケースで第1回保険料の口座振替ができなかった場合

- ① 第1回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合、第2回保険料とあわせて翌月の振替日に再度、口座振替させていただきます。
- ② さらに、払込期月中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第1回・第2回・第3回保険料をお払い込みください。

保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合(契約日の特則)

第1回保険料とあわせて第2回保険料を口座振替させていただきます。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合



ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、責任開始日とします。

◆上記のケースで第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合

- ③ 第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第2回以後の保険料とあわせて第1回保険料をお払い込みください。

⚠️ 下記の点にご留意ください。

◆払込猶予期間内にお払い込みがなかった場合

- 第1回保険料の払込猶予期間内に第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合、お支払いする返戻金はありません。また、無効となったご契約の復活のお取り扱いはありません。
- 無効となったご契約の被保険者さまを被保険者とする新たな契約のお申し込みの際、無効となったご契約の責任開始日から2年間は「責任開始期に関する特約」を付加できません。

- 第1回保険料が払い込まれるまで
- 第1回保険料のお払い込みがな保険金・給付金等から差し引きました日までに第1回保険料*をお
- 第1回保険料のお払い込みがなみいただけます。お払い込みが
- 保険契約の申込日からその日をまたは保険契約の解除をするこ
※クーリング・オフができない場合が
*第2回以後の未払込保険料があ

の期間は、保険料の払込方法の変更等、ご契約の変更・保険料のお払い込みの取り扱いが一部制限されます。いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、第1回保険料*を。なお、お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料*に不足する場合には、第1回保険料*の払込猶予期間満払い込みいただけないと、保険金・給付金等をお支払いいたしません。いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料*をお払いしない場合、保険料の払い込みの免除をいたしません。含めて15日を経過するまでは、書面またはSOMPOひまわり生命公式ウェブサイトからご契約のお申し込みの撤回とができます。あります。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。る時は、その保険料を含みます。

「保険料口座振替(開始)のお知らせ」をご確認ください。

ご契約成立後、ご指定の預貯金口座から保険料の振り替えを開始させていただく際には、ご契約者さま宛に「保険料口座振替(開始)のお知らせ」*1を送付いたします(口座振替開始月の15日頃)。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、口座振替日*2の前日までに残高をご準備いただきますようお願いいたします。

*1 お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、「保険料お払い込みのお願い」(払込票)が送付される場合があります。
*2 口座振替日は、毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

<見本>

月払契約の場合 保険料口座振替開始のお知らせ

郵便はがき

料金後納郵便 160-0001

東京都 新宿区 片町

新宿 花子 様

(記号 12345678 1234567890)

SOMPOひまわり生命保険株式会社

(問い合わせ先) カスタマーセンターG
000002 TEL 0120-563-506 K

(裏面の記載事項もお読みください)
●大切なご案内は内側にあります。ここからはがしてご確認ください。

保険料口座振替開始のお知らせ

いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ご契約の保険料は、右記振替日よりお客様ご指定の預貯金口座から振替を開始いたします。
ご指定の預貯金口座および振替予定は右記のとおりです。

振替日の前日までに右記預貯金口座に残高を確保ください
ますようお願いいたします。

●万一振替ができなかった場合
翌月の保険料振替日に翌月分とあわせて2ヶ月分の保険料をご指定の預貯金口座に請求させていただきます。

※お届印や口座番号が相違していた場合や、口座振替依頼書をご提出いただいた時期によっては、右記の振替日に振替が開始されないことがあります。

【振替予定】 令和2年 5月18日作成

振替日	令和2年 5月27日
請求保険料	令和2年 5月分 14,930円
毎月 27日に上記金額を振替 (休日の場合は翌営業日)	

【ご指定預貯金口座】

金融機関	〇〇〇〇
支店	本店
口座番号	(普通) 1112XXX
口座名義	シンジユク ハナコ 様
通帳表示:	
取納代行:	(顧客情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示しております。)

【ご加入契約】

契約日	令和2年 5月 1日
保険種類	終身保険
契約者名	新宿 花子 様
被保険者	新宿 花子 様
証券番号	12345-678号 払込方法 月払

振替日・請求保険料をご確認ください。



<1ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
請求保険料	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、翌月に2ヵ月分の保険料を口座振替させていただきます。

<2ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
請求保険料	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円
	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円
合計保険料	〇〇,〇〇〇円

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、翌月に3ヵ月分の払込票を送付いたします(毎月10日頃)。

第1回保険料の払込猶予期間までに第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。

※お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、記載内容が異なる場合があります。

このご案内は「責任開始期に関する特約」の概要を説明しています。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Web約款のご案内

SOMPOひまわり生命では、お客さまの利便性の向上のため、「Web約款*(ご契約のしおり・約款)」をご用意しています。

*Web約款とは、SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

「ご契約のしおり・約款」はWeb約款と冊子約款の2種類あります。お申込時に、いずれかをご選択ください。

Web約款をご希望の場合

こちらから簡単にアクセス



QRコード®を読み取って「契約日」から、ご覧いただく「Web約款」を選択してください。

URLからアクセス

- SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。
<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>
- トップページの [Web約款\(ご契約のしおり・約款\)](#) ボタンをクリックしてください。
- Web約款(ご契約のしおり・約款)ページの「みずほ銀行でお申し込みいただいた方はこちらをご覧ください」をクリックしてください。
- 「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」を選択してください。
- 「契約日」から、ご覧いただく「Web約款」を選択してください。

冊子約款をご希望の場合

お申込前

募集代理店の担当者にお申し出ください。

お申込後

SOMPOひまわり生命ご契約者さま専用ダイヤルまでご連絡ください。

ご契約者さま専用ダイヤル(カスタマーセンター)

0120-563-506

(受付時間)月曜日~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00
(日曜日、祝日および12月31日~1月3日は除きます)